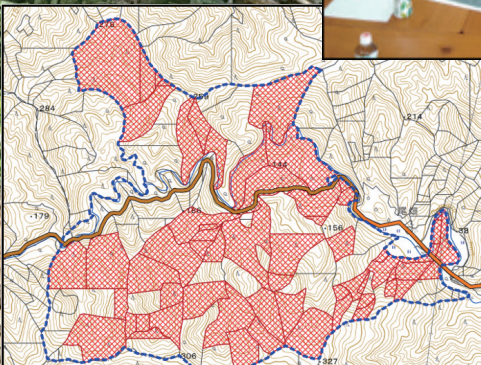
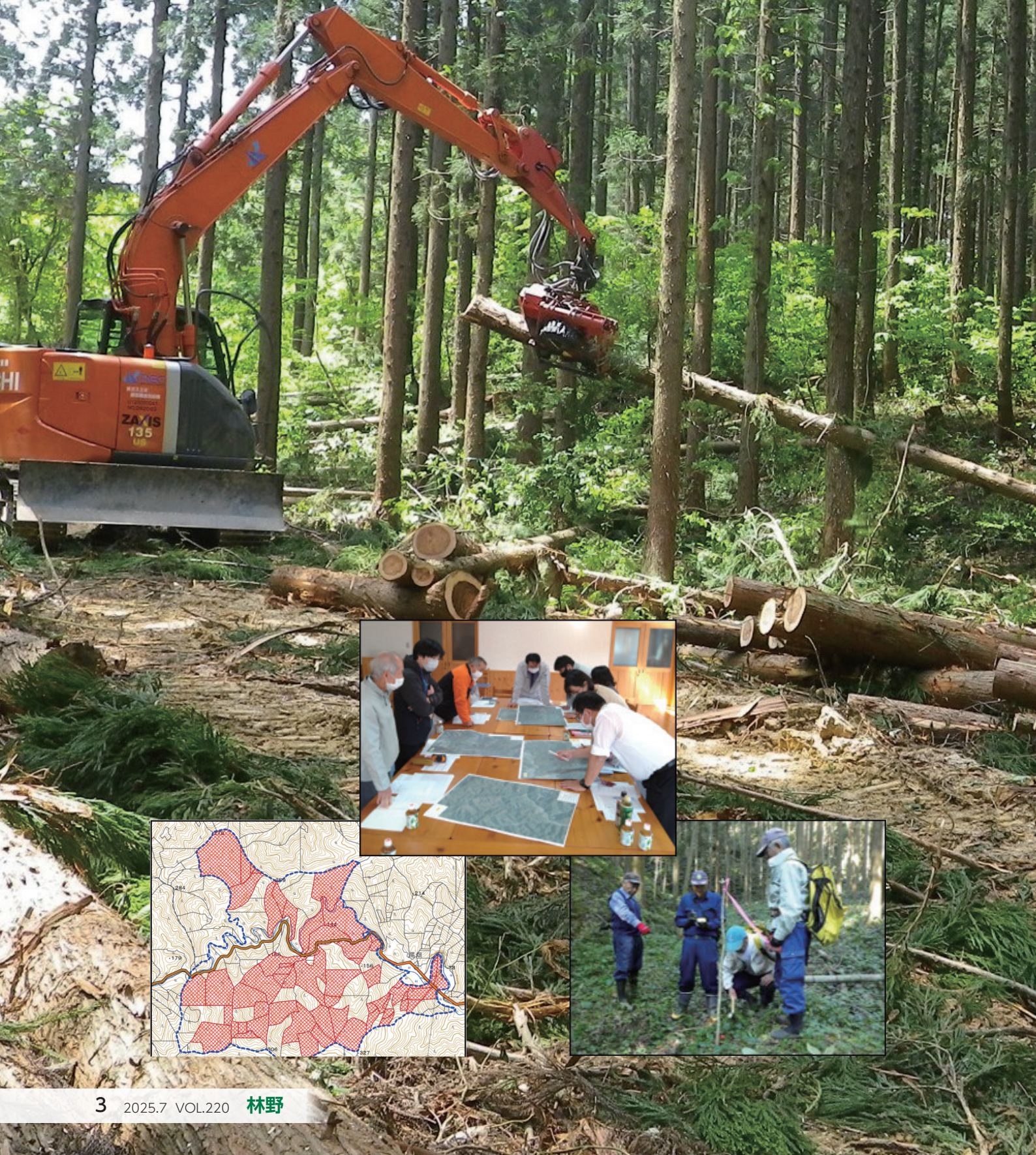
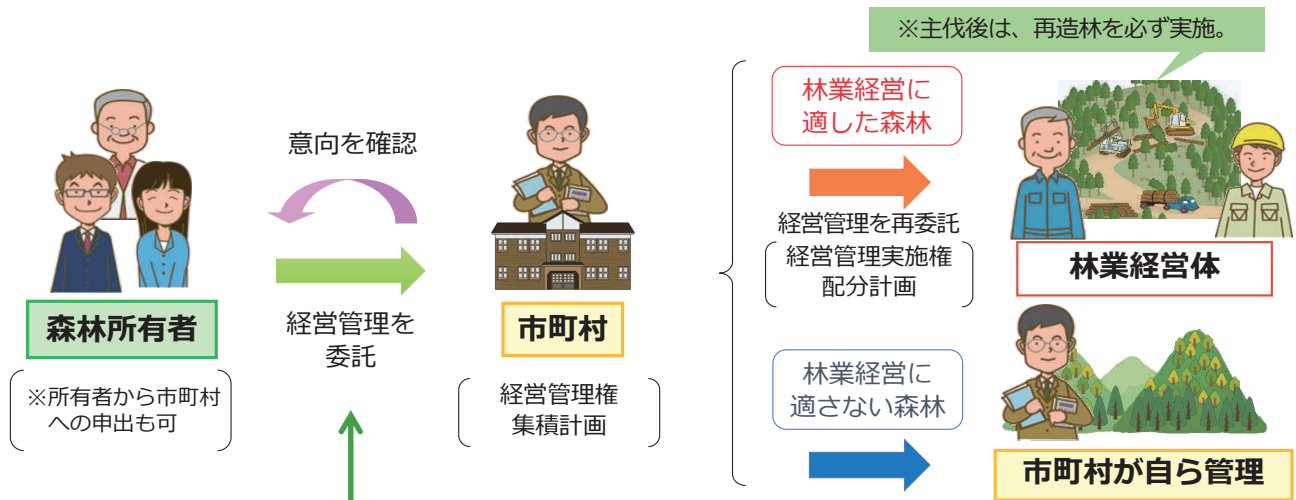


特集

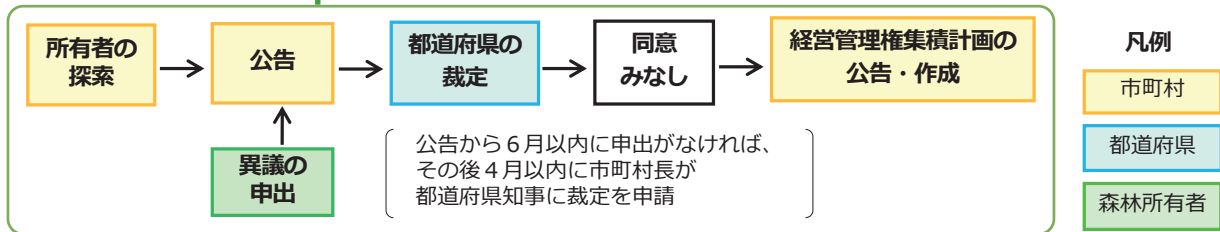
森林経営管理法及び森林法の一部を 改正する法律について



森林経営管理制度の仕組み(現行)



所有者が不明の場合にも 特例を措置



1 はじめに

令和7年5月23日に、「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律」が成立し、同月30日に公布されました。

本特集においては、これらの法律の改正に至った背景や改正内容についてご紹介します。

2 森林経営管理法の一部改正

(1) 現行制度の概要

我が国の森林は、小規模零細かつ分散的な所有構造にあることから、森林施業が分散的に行われ効率性を欠くことが多いため、林業経営体に森林を集め、森林施業を効率的に行えるようにすることが重要です。

こうした中、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するため、平成30年に森林経営管理法が制定されました。

この法律に基づき森林経営管理

制度は、所有者自らが森林の経営

管理をできない場合に、市町村が所有者から森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林については市町村が自ら管理を行うことにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する仕組みです。

この際、森林所有者に代わって森林の経営管理が行えるよう、市町村には経営管理権が、林業経営体には経営管理実施権が設定されます。なお、所有者が不明な森林等においても、探索・公告など一定の手続きを経ることで、市町村への経営管理権の設定を可能とする特例を措置しています。

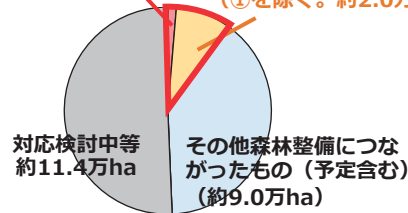
(2) 現行制度の現状と課題

制度の運用開始から5年あまりが経過する中、制度の活用が必要な市町村の9割超において、所有者への意向調査が計約103万haで実施されるなど、取組を進めていただいています。

一方で、意向調査において、市町村に委託希望と回答があった面積(約22・6万ha)や森林所有者から市町村への経営管理の委託面積(約2万ha)に比べ、林業経営体への再委託により森林を集積・集約化した面積(約0・3万ha)は低位に推移しており、林業経営に適した森林における循環利用への貢献が限定的であることが課題となっています。これは、受け手となる林業経営体などの地域の関係者と市町村との連携が不十分であることが一因と考えられ、林業経営体への集約化につながっていない状況となっています。

制度に基づく集積・集約化の進捗 (令和5年度末時点)

- ① 林業経営体に集積・集約化 (約0.3万ha)
- ② 市町村が権利取得 (①を除く。約2.0万ha)

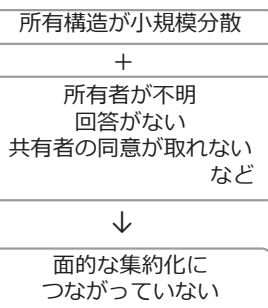


林業経営体への森林の集積・集約化は低位

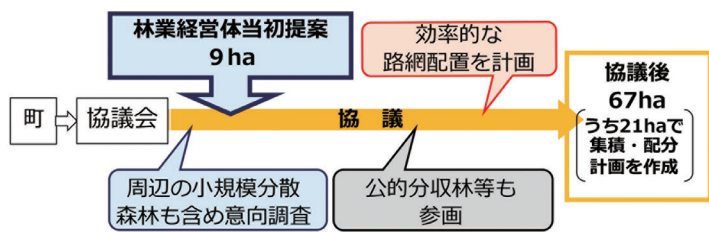
このような中、地域の関係者で協議して、周辺の小規模分散森林も加えた集約化や、効率的な路網配置を計画するなど、面的なまとまりをもって林業経営体に権利設定を行っている市町村もあることから、こうした話し合いの仕組みを作ることで、林業経営体を含む地域の関係者と市町村との連



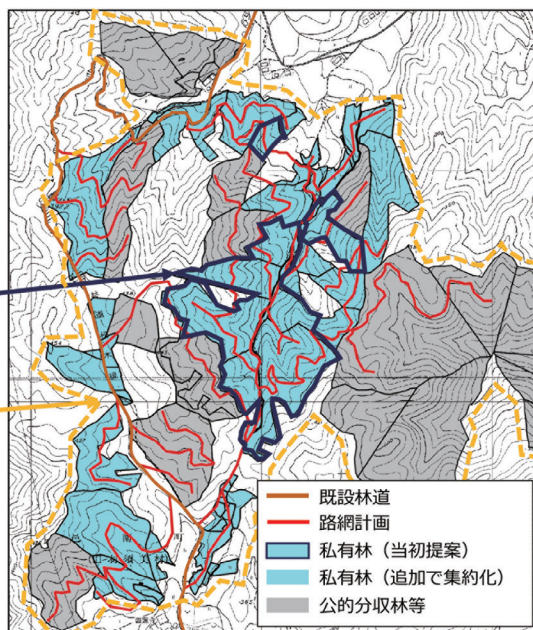
集積計画の作成状況の例



関係者間の協議の実施により集約化が進んだ事例



林業経営体から提案を受けたうえで、協議会で周辺の小規模分散森林も含めた意向調査や、公的分収林等も含めた路網計画を検討。



市町村の制度運用を支援する取組の例

公益社団法人とちぎ環境・みどり
推進機構（栃木県）

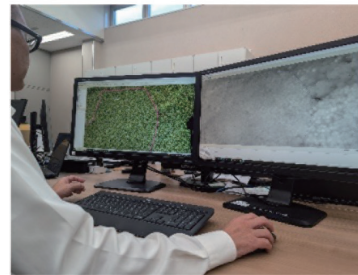
- ・ 森林情報収集、境界確認、林分調査、路網線形調査、施業案の検討等、市町の技術的な業務を支援。



GNS Sを活用した境界調査

一般社団法人やましごと工房
（徳島県美馬市・つるぎ町など）

- ・ 森林経営管理方針案の検討、意向調査、境界確認、集積計画・配分計画作成、市町森林経営管理事業の監理等の市町村の業務を補助。



空中写真から森林資源状況を解析

携を強化することが有効と考えました。
また、制度の運用を担う市町村からは、職員の体制が十分でない中、小規模で相続登記されていない森林の共有状態が拡大し、経営管理権設定のための探索や全員同意の取得等がハードルになってい

るとの声や、所有者不明森林等の特例の活用にも時間を要しているとの声があるなど、事務負担も課題となっています。
こうした中、制度を活用して森林整備につなげている市町村の中には、専門知識や体制を有する法人に、森林や境界の調査など専門

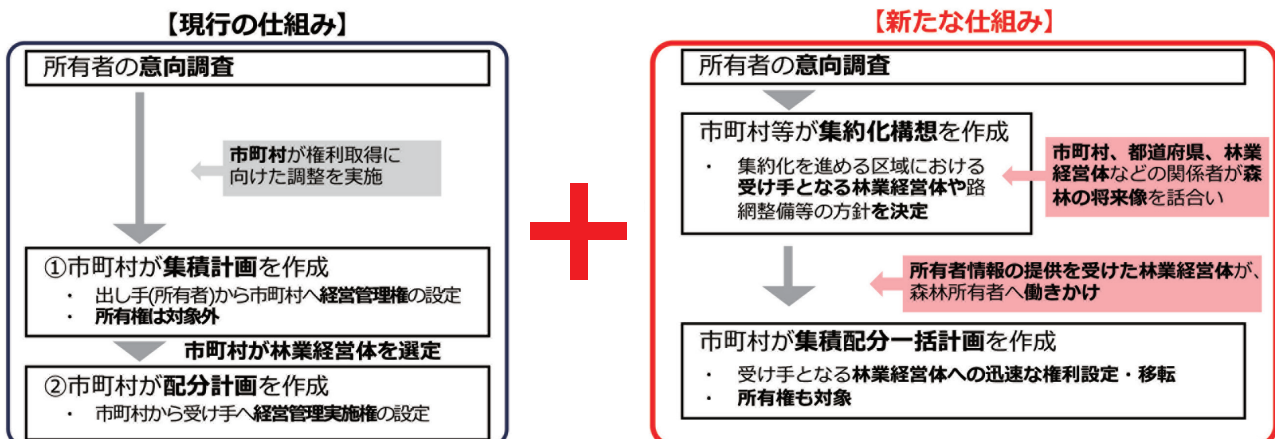
的な業務を委託し、制度を推進している事例が見られるため、こうした法人を制度の中に位置付けて、その活動を後押しすることが、市町村の事務負担軽減を図る上で有効ではないかと考えました。
したがって、今般の改正法では、現行制度の仕組みについては残しつつ、地域の関係者の連

携を強化する新たな仕組みの創設、制度を担う市町村の事務負担軽減という2つの柱を掲げることとしました。

(3) 改正法の概要

2つの柱のうち、新たな仕組みとしては、①市町村が、単独又は都道府県等と共同で、川上から川下までの地域の関係者と協議し、受け手となる林業経営体や路網整備等の方針といった森林の将来像を定める地域経営管理集約化構想（集約化構想）を作成し、②当該構想に基づき所有権を含む森林の経営管理のための権利を、出し手である森林所有者から、受け手となる林業経営体に迅速に設定又は移転できる仕組みを創設することとしました。
また、市町村の事務負担軽減としては、①共有林について、市町村への経営管理権の設定（間伐、間伐材の販売、保育）に必要な共有者の同意要件を全員から2分の1超に緩和、②所有者不明森林等について、市町村への経営管理権

森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設



の設定に関する公告期間を6か月から2か月に短縮、③市町村の長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人（経営管理支援法人）」を指定できる仕組みを創設することとしました。

これらの措置により、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進めていくことを目指します。

3 森林法の一部改正

(1) 林地開発許可制度の現状と課題

森林法では、開発行為により森林の公益的機能の発揮に支障が生じることのないよう、林地開発に当たっては、保安林等を除く民有林での一定規模を超える開発の場合に都道府県知事の許可を受けることとしています。

近年、太陽光発電設備の設置等の林地開発行為において、①防災施設の先行設置といった許可に当たって付された条件に違反した開発行為により、土砂流出等が発生した事例や、②違反状態にある土

地がそれを知らない者に売却され、違反状態の解消が困難となるおそれのあった事例が見られ、これらへの対応が課題となっていました。

(2) 改正法の概要

改正法では、①許可条件違反に対する罰則（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）を新設するとともに、②都道府県知事が、開発行為の中止・復旧命令に従わない者を公表可能とする仕組みを新設して、林地開発許可制度の実効性を強化することとしました。

4 おわりに

我が国の人工林の多くが利用期を迎える中、2050年ネット・ゼロの実現等に向け、「伐つて、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を図っていくためには、小規模分散な森林をまとめて効率的・効果的に経営管理していくことが不可欠です。

4月1日予定の施行に向け、制度の運用を担う都道府県や市町村の職員の方々がスムーズに業務にあたるよう、また、林業経営体、森林所有者の皆様が安心して制度を活用できるよう準備を進め、制度の円滑な運用を後押ししてまいります。

このため、森林経営管理法において、今般、現場からの声や、権利設定にあたっての課題等を踏まえ、①地域の関係者の連携のもとで林業経営体への権利設定を迅速に進める新たな仕組みを設けるとともに、②制度を担う市町村の事務負担の軽減を図ることで森林の集積・集約化を一層進めていくこととしました。これらを通じ、集積・集約化されている私有人工林の面積を、約270万ha（令和5年度末時点）から新制度施行後5年（令和12年度末時点）で約320万haにする目標を掲げています。

また、森林法においては、私たちの暮らしや命を支えてくれている森林の公益的機能が損なわれることのないよう、林地開発許可に当たって付された条件に違反した者への罰則、開発行為の中止・復旧命令に従わない者を公表可能とする仕組みを措置し、林地開発許可制度の実効性を強化することとしました。

林野庁としましては、令和8年

